

# 総合会計事務所ニュース

発行元

2009年7月 No.145

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

## 嬉しかった今年の父の日

### ～3人の子供たちからのプレゼント～

6月の第3日曜日は「父の日」でした。その始まりは、意外に古く1910年。アメリカのJ・B・ドット夫人が5月の母の日に対し「父の日がないのはおかしい。父を感謝する日を創ってほしい。」と牧師協会に嘆願したことが始まりと言われています。ドット夫人の家庭では幼い頃に母親が亡くなり、父親が男手ひとつで男の子5人、女の子1人の子供たちを育てあげました。その末娘がドット夫人でした。父の日を提唱することで、辛く貧しい時代にもかかわらず、再婚もせずに生涯にわたって子供たちのために働き続けた父の、その絶え間ない努力と深い愛情に感謝したいとの思いからでした。そして日本でも、次第に「父の日」は認知されるようになってきています。

私もかわいい子ども3人からそれぞれ特徴あるプレゼントをもらい、本当に嬉しく思っています。私のことをよく知っている方は、私には2人の娘がいることをご存じでしょう。しかし実は私には子どもがもう1人いるのです。

長女は就職1年目で余裕がないはずなのに、本革のペンケースをくれました。「税理士としてもっとしっかり勉強せよ」と暗に示唆してくれたのかもしれませんが。

次女は、今ドイツの世界国際平和村でボランティアをしています。彼女はちょうどその日は夜勤だったので、時差の関係で早朝の5時に電話があり「お父さん、父の日おめでとう」と言ってくれました。

さて、3人目の子どもとは、あるご縁で私を「山口のお父さん」と慕ってくれる息子がいるのです。彼は「お父さんありがとう。感謝。」と書いた、『功』という銘柄の久留米の本格焼酎と、私の誕生日1957年(昭和32年)8月9日の毎日新聞のコピーを入れてくれていました。

税理士とは、つくづくやりがいのある仕事だと感じた瞬間でした。

(株)総合会計 所長 金巨 功



### ～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にす税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

# 「経済危機対策」における税制上の措置が取られます

最近の社会経済情勢を踏まえて、需要不足に対処する観点から、以下の3つの措置が取られることになりました。

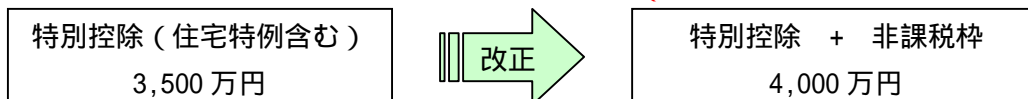
## 1. 住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20歳以上の者がその直系尊属（父母、祖父母など）から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、その期間を通じて500万円まで贈与税が課されません。

【暦年課税】...1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額を控除した残額に税率をかけて計算



【相続時精算課税】...特定贈与者ごとに1年間贈与を受けた相続時精算課税適用財産から特別控除額を控除した残額に20パーセントの税率をかけて計算（適用には年齢などのいくつかの条件あり）



## 2. 中小企業の交際費課税の軽減

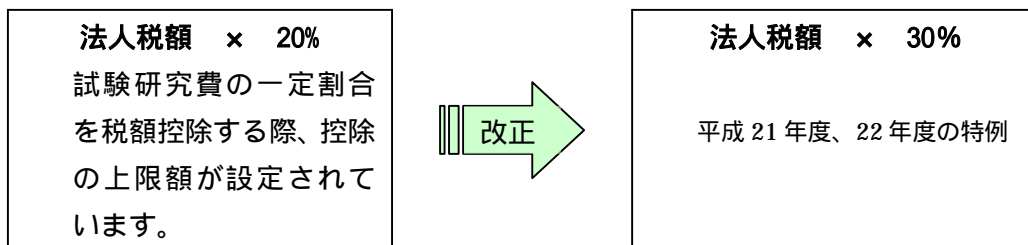
資本金1億円以下の法人に係る交際費課税について、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、定額控除限度額が400万円から600万円に上がります。

すでに申告している場合であっても、改正後の措置が適用になります。

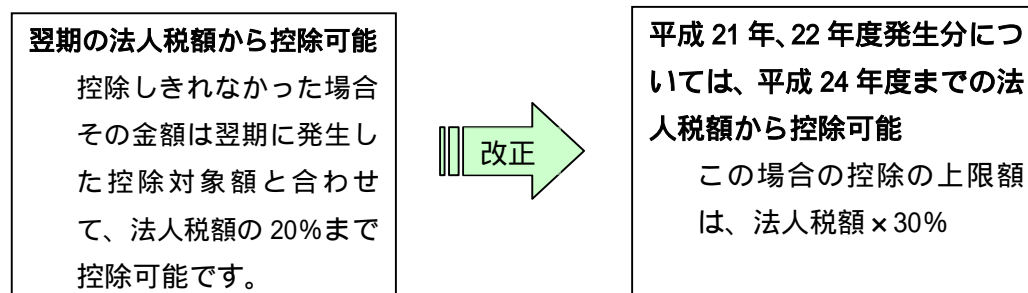
## 3. 研究開発税制の拡充

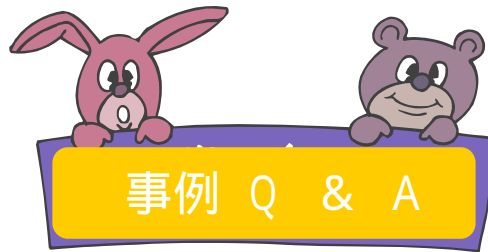
試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21年度、22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成21年度、22年度に生ずる税額控除限度超過額について、平成23年度、24年度において税額控除の対象とすることを可能とします。

【控除の上限額】



【控除限度超過額の取り扱い】





**Q . 当社は、大手メーカーの下請けで事業をしております。前期は非常に業績が良く黒字決算で納税をしましたが、今期は赤字決算になりそうです。今期の決算で昨年度に納税した税金の一部が戻ってくると聞いたのですが、どのような制度なのでしょう。**

**A . 「欠損金の繰戻還付」という制度です。しばらく適用が停止されていたのですが、青色申告書を提出している中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度から適用を受けることができるようになりました。**

### **欠損金が生じた場合に適用を受けることができる制度の種類**

#### **「欠損金の繰戻還付」**

この制度は、当期に発生した赤字の金額と前期に発生した黒字の金額を通算することにより、前期分として既に納付した法人税額が還付されるという制度です。平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度から適用を受けることができます。

#### **「欠損金の繰越控除」**

この制度は、当期に発生した欠損金額を翌期以後の所得金額から控除することができる制度です。こちらの制度は従来から適用を受けることができる制度ですので一般的かと思います。ちなみに、繰越控除を受けることができる期間はその欠損金額が生じた翌期から 7 年間となっています。

### **欠損金の繰戻還付のメリット**

「欠損金の繰越控除」制度は、翌期以後に効果が発生することになりますが、「欠損金の繰戻還付」制度は、既に納めている税金が還付されることになりまますので資金繰りに有利になります。

### **欠損金の繰戻還付の適用要件**

「欠損金の繰戻還付」制度の適用を受ける場合には、当期の確定申告書を期限内に提出し、かつ、繰戻還付の請求書を同時に提出することが必要になります。

### **法人事業税・法人住民税の取扱い**

法人事業税には、「欠損金の繰戻還付」制度は設けられていませんので「欠損金の繰越控除」制度の適用を受けることとなります。

法人住民税については、翌期以降 7 年税額を順次調整していく制度が設けられています。制度の概要を受ける際は、税理士にご相談ください。

# 所長の登山日記



登山日

2008年8月29日



山名

霧ヶ峰・車山 長野県  
(きりがみね・くるまやま・・・1925 日本百名山)

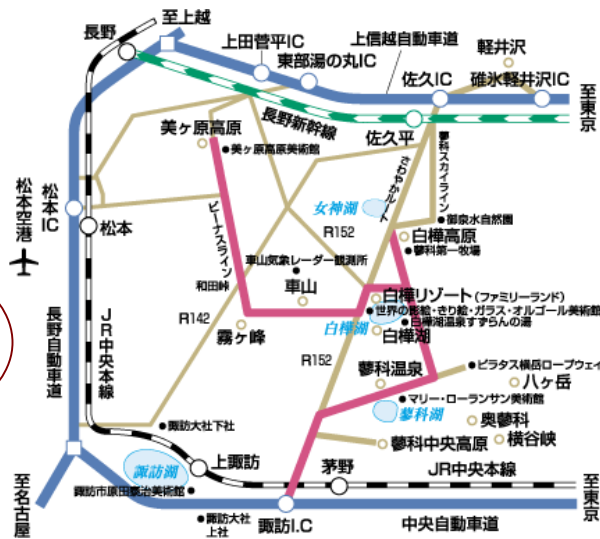


日記

綺麗な花や蓼科山を眺めながらなだらかな傾斜を登ります。見通しの良い高原を歩くといった感覚なので、山道のイメージではありません。登山者?の多くが軽装備にスニーカー、サンダル、ヒールの人もいました。登山靴を履いているのは、私たちくらいでした。1時間で山頂にたどり着きました。



アクセス



緑の季節には、600種類の花々が咲くんだって



詳しくはブログをみてね。  
<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>



## 【 車山高原への交通案内 】

### 路線バス

最寄 JR 茅野駅より車山高原行きバス(諏訪バス)にて約1時間、バス停「車山高原」下車徒歩5分  
JR 佐久平駅より西白樺湖行きバス(千曲バス)にて「西白樺湖」まで。「西白樺湖」より車山高原行きバス(諏訪バス)に乗り換え。  
約1時間30分

### 蓼科高原ラウンドバス

(運行区間) 茅野駅 - 蓼科中央高原 - 蓼科 - 白樺湖 - 車山

